

「ガス小売供給約款(旧簡易ガス)」新旧対照表

2026年8月1日

常磐共同ガス株式会社

旧	内容	新
3 6．供給停止 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも1 5 日前及び5 日前（休日を含みます。）に2 回予告いたします。 ① 支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合 ② 当社とその他のガス小売約款契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この小売約款に基づいてお支払い求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 43各号にかかせる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改められないとき ⑥ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合 ⑦ 41(5)の規定に違反した場合 ⑧ その他にこの小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合	追加	3 6．供給停止 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも1 5 日前程度及び5 日前程度(休日を含みます。)に2 回予告いたします。 ① 支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合 ② 当社とその他のガス小売約款契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 ③ この小売約款に基づいてお支払い求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 ④ 43各号にかかせる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合 ⑤ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又は不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改められないとき ⑥ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合 ⑦ 41(5)の規定に違反した場合 ⑧ その他にこの小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合